

新旧対照表（案）

博物館法施行細則

旧	新
<p>(省略) (博物館登録原簿の様式)</p> <p>第2条 法第10条の規定により、横浜市教育委員会に備える博物館登録原簿は、博物館登録原簿(第1号様式)とする。 (登録申請書の様式等)</p> <p>第3条 法第11条第1項の登録申請書は、博物館登録申請書(第2号様式)とする。</p> <p>2 法第11条第2項各号に掲げる直接博物館の用に供する建物及び土地の図面は、配置図、平面図、立面図及び当該博物館の周辺図とする。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p> <p>3 法第11条第2項各号に掲げる館長及び学芸員の氏名を記載した書面には、館長の経験年数、学芸員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあつては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p> <p>4 法第11条第2項各号に掲げる書類のうち次の各号に掲げる書類については、それぞれ当該各号に定める様式により作成しなければならない。 (1) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面 博物館建物・土地面積表(第3号様式)</p>	<p>(省略) (博物館登録原簿の様式)</p> <p>第2条 法第14条第1項の規定により、横浜市教育委員会に備える博物館登録原簿は、博物館登録原簿(第1号様式)とする。 (登録申請書の様式等)</p> <p>第3条 法第12条第1項の登録申請書は、博物館登録申請書(第2号様式)とする。</p> <p>2 法第12条第2項第2号に定める書類のうち法第13条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証するものは、次の各号に掲げるものとする。 <u>(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針及び当該方針の公表方法を示した書類</u> <u>(2) 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類</u> <u>(3) 博物館資料目録(第3号様式)</u> <u>(4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類</u> <u>(5) 職員への研修の実施計画又は実績(国や地方公共団体等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。)を示す書類</u> <u>(6) 博物館の事業に関する収支計画を示す書類</u></p> <p>3 法第12条第2項第2号に定める書類のうち法第13条第1項第4号に掲げる基準に適合していることを証するものは、次の各号に掲げるものとする。 <u>(1) 職員名簿(第4号様式)</u> <u>(2) 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類</u> <u>(3) 学芸員の資格を証する書類の写し</u> <u>(4) 博物館運営を行う組織の態様を示す書類</u></p> <p>4 法第12条第2項第2号に定める書類のうち法第13条第1項第5号に掲げる基準に適合していることを証するものは、次の各号に掲げるものとする。 <u>(1) 博物館の事業の用に供する建物及び土地の概要(第5号様式)</u></p>

旧	新
<p>(2) <u>博物館資料の目録 博物館資料目録(第4号様式)</u></p> <p>(3) <u>館長及び学芸員の氏名を記載した書面 職員名簿(第5号様式)</u></p>	<p>(2) <u>博物館の事業に用に供する建物の配置図、平面図、立面図等</u></p> <p>(3) <u>博物館の事業の用に供する土地の公図、周辺図等</u></p>
<p>(新規)</p>	<p>(4) <u>博物館の事業の用に供する建物及び土地の保有形態を示す書類(博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合には、借用条件等を証明する書類の写し)</u></p>
<p>(新規)</p>	<p>(5) <u>防災及び防犯のために必要な施設及び設備等を有していることを示す書類</u></p>
<p>(新規)</p>	<p>(6) <u>博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていることを示す書類</u></p>
<p>(新規)</p>	<p>(7) <u>高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていることを示す書類</u></p>
<p>(新規)</p>	<p>5. <u>第1項に規定する博物館登録申請書には、前3項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。</u></p>
<p>(登録要件の審査方法)</p>	<p>(登録の審査方法)</p>
<p>第4条 教育長は、<u>法第12条の規定による登録要件の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の实地調査、学識経験者又は専門機関からの意見の聴取等を行うものとする。</u></p>	<p>第4条 教育長は、<u>法第13条第1項の規定による登録の審査に当たっては提出された書類の確認及び博物館に関し学識経験を有する者からの意見の聴取のほか、必要に応じて当該博物館の实地調査を行うものとする。</u></p>
<p>(登録事項等の変更届出)</p>	<p>(登録事項等の変更届出)</p>
<p>第5条 <u>法第13条第1項の規定による届出は、博物館登録事項等変更届出書(第6号様式)により変更があった日から1箇月以内に行わなければならない。</u></p>	<p>第5条 <u>法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項変更届出書(第6号様式)により変更があった日から1箇月以内に行わなければならない。</u></p>
<p>(廃止の届出)</p>	<p>(廃止の届出)</p>
<p>第6条 <u>法第15条第1項の規定による届出は、博物館廃止届出書(第7号様式)により廃止した日から10日以内に行わなければならない。</u></p>	<p>第6条 <u>法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届出書(第7号様式)により廃止した日から10日以内に行わなければならない。</u></p>
<p>(博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第7条 <u>省令第19条第2号に掲げる図面は、配置図、平面図、立面図及び当該施設の周辺図とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>省令第19条第4号に掲げる書類には、当該施設の長の経験年数、学芸員に相当する職員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあっては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>

旧	新
<p>3 <u>省令第19条第1号に掲げる目録、同条第2号に掲げる書面及び同条第4号に掲げる書類は、それぞれ第3条第4項各号に掲げる様式に準じて作成しなければならない。</u></p> <p>4 <u>省令第19条の博物館相当施設指定申請書には、同条各号に掲げる書類等のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>当該施設の利用に関する事項等を定めた書類の写し</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>学芸員に相当する職員にあっては、その専門的職員としての経験を証明するに足る書類</u></p> <p>(新規)</p> <p>(指定要件欠如の報告)</p> <p>第8条 <u>省令第21条の規定による報告は、博物館相当施設指定要件欠如報告書(第8号様式)により省令第20条第1項に規定する要件を欠くに至った日から10日以内に行わなければならない。</u></p> <p>(市報による公告)</p> <p>第9条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨を横浜市報で公告するものとする。</p> <p>(1) <u>法第10条の規定により博物館として登録したとき。</u></p> <p>(2) <u>法第13条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</u></p> <p>(3) <u>法第14条第1項の規定により登録を取り消したとき。</u></p> <p>(4) <u>法第15条第2項の規定により登録を抹消したとき。</u></p> <p>(5) <u>法第29条第1項の規定により博物館相当施設として指定したとき。</u></p> <p>(6) <u>省令第24条の規定により指定を取り消したとき。</u></p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">(博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容等)</p> <p>第7条 <u>省令第23条第2項第2号に定める書類のうち省令第24条第1項第2号から第4号までに掲げる基準に適合していることを証するものは、第3条第2項から第4項までに掲げる書類に準ずるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>省令第23条第1項の指定申請書には、前2項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(指定要件欠如の報告)</p> <p>第8条 <u>省令第25条の規定による報告は、博物館相当施設指定要件欠如報告書(第8号様式)により省令第24条第1項に規定する要件を欠くに至った日から10日以内に行わなければならない。</u></p> <p>(市報による公告)</p> <p>第9条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨を横浜市報で公告するものとする。</p> <p>(1) <u>法第11条の規定により博物館として登録したとき。</u></p> <p>(2) <u>法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</u></p> <p>(3) <u>法第19条第1項の規定により登録を取り消したとき。</u></p> <p>(4) <u>法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。</u></p> <p>(5) <u>法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定したとき。</u></p> <p>(6) <u>法第31条第2項の規定により指定を取り消したとき。</u></p> <p>(省略)</p>

旧

第2号様式

第2号様式（第3条第1項）

博物館登録申請書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所

名 称

電 話

次の博物館を設置したいので、博物館法第11条の規定により登録を申請します。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	

- (注意)
- 1 設置者の住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の場合にのみ記入してください。
  - 2 申請に際しては、次の書類を添付してください。
    - (1) 設置条例の写し（私立博物館にあっては、法人の定款の写し又は宗教法人の規則の写し）
    - (2) 館則の写し
    - (3) 博物館建物・土地面積表（第3号様式）並びに直接博物館の用に供する建物及び土地の配置図、平面図、立面図及び当該博物館の周辺図
    - (4) 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積り（私立博物館にあっては、収支の見積り）に関する書類
    - (5) 博物館資料目録（第4号様式）
    - (6) 職員名簿（第5号様式）
    - (7) 学芸員及び学芸員補の資格を証明するに足りる書類
    - (8) 開館年月日、年間開館日数及び休館日について記載した書面

(A4)

新

第2号様式

第2号様式（第3条第1項）

博物館登録申請書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所

名 称

電 話

次の博物館を設置したいので、博物館法第12条の規定により登録を申請します。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	

(A4)

旧

第3号様式

第3号様式（第3条第4項第1号、第7条第3項）

博物館建物・土地面積表

1 建物面積

(1) 延床面積  $m^2$

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積 $m^2$	階層	部屋名	面積 $m^2$

2 土地面積  $m^2$

所在及び地番	面積 $m^2$

(A4)

新

第5号様式

第5号様式（第3条第4項、第7条第1項）

博物館の事業の用に供する建物及び土地の概要

1 建物

(1) 延床面積  $m^2$

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積 $m^2$	階層	部屋名	面積 $m^2$

(4) 保有形態

2 土地

所在及び地番	面積 $m^2$	保有形態

(A4)

旧

第4号様式

第4号様式（第3条第4項第2号、第7条第3項）

博物館資料目録

資料種別 分類	実物		標本		模写		複製		型造製		図文		書献		図表		写真		フィルム スライド		レコード		その他		備考	
	種類名	点	種類名	点	種類名	点	種類名	個	種類名	個	種類名	点	種類名	点	種類名	葉	種類名	枚	種類名	巻	種類名	枚	種類名			

- (注意) 1 種類名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。  
 2 資料目録の詳細な内訳は、別に添付してください。

(A4)

新

第3号様式

第3号様式（第3条第2項、第7条第1項）

博物館資料目録

資料種別 分類	実物		標本		模写		複製		型造製		図文		書献		図表		写真		フィルム スライド		レコード		その他		備考		
	種類名	点	種類名	点	種類名	点	種類名	個	種類名	個	種類名	点	種類名	点	種類名	葉	種類名	枚	種類名	巻	種類名	枚	種類名				

- (注意) 1 種類名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。  
 2 資料目録の詳細な内訳は、別に添付してください。

(A4)



旧

第6号様式

第6号様式（第5条）

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所

名 称

電 話

次の博物館に係る登録事項等に変更があったので、博物館法第13条第1項の規定により届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登 録 年 月 日	年 月 日	
登 録 記 号 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
変 更 事 項 の 種 別		
変更事項の 内 容	旧	
	新	

(注意) 設置者の住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の場合にのみ記入してください。

(A4)

新

第6号様式

第6号様式（第5条）

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所

名 称

電 話

次の博物館に係る登録事項等に変更があったので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登 録 年 月 日	年 月 日	
登 録 記 号 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
変 更 事 項 の 種 別		
変更事項の 内 容	旧	
	新	

(A4)

旧

第7号様式

第7号様式 (第6条)

博物館廃止届出書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所  
名 称  
電 話

次の博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
廃止後の処置		

(注意) 設置者の住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の場合にのみ記入してください。

(A4)

新

第7号様式

第7号様式 (第6条)

博物館廃止届出書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所  
名 称  
電 話

次の博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
廃止後の処置		

(A4)

旧

新

第8号様式

第8号様式（第8条）

博物館相当施設指定要件欠如報告書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所

氏名又は名称

電 話

次の博物館相当施設に係る指定要件を欠くに至ったので、博物館法施行規則第21条の規定により報告します。

設置者の氏名又は名称		
博 物 館	名 称	
相 当 施 設	所在地	
指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 要 件 を 欠 く に 至 っ た 年 月 日	年 月 日	
欠くに至った指定要件		
指 定 要 件 を 欠 く に 至 っ た 理 由		

(A4)

第8号様式

第8号様式（第8条）

博物館に相当する施設指定要件欠如報告書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所

氏名又は名称

電 話

次の博物館相当施設に係る指定要件を欠くに至ったので、博物館法施行規則第25条の規定により報告します。

設置者の氏名又は名称		
博 物 館 に	名 称	
相 当 す る 施 設	所在地	
指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 要 件 を 欠 く に 至 っ た 年 月 日	年 月 日	
欠くに至った指定要件		
指 定 要 件 を 欠 く に 至 っ た 理 由		

(A4)